

令和5年度人材育成支援事業募集要項

1. 申請対象

隠岐に在住している人、もしくは隠岐で活動しているグループ・団体等とします。

2. 対象事業

- (1) 隠岐全域（4町村）に波及効果のある人材育成に関する事業。
- (2) その他人材育成支援事業の目的に沿う事業。

3. 助成金額

本年度助成額は、対象事業の事業費の3分の2以内（千円未満の端数切り捨て）とし、1事業につき100万円を限度額とします。

※人件費等は助成金支給対象経費にはなりません。

審査結果により助成額が減額される場合があります。

4. 申請期間

令和5年1月6日（金）から令和5年2月20日（月）までとします。

5. 審査及び事業決定

申請いただいた事業は、人材育成支援事業審査会を設置し審査します。

審査会当日申請者によるプレゼンテーションを実施します。

審査結果は島根県離島振興協議会より申請者へ通知します。

6. 事業実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとします。

7. 申請方法

別添様式「人材育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」ならびに助成事業計画、その他関係資料添付のうえ島根県離島振興協議会に提出して下さい。（事業計画、収支予算書等其他関係資料は任意の様式で提出して下さい。）

8. 提出先

〒685-0104

島根県隠岐郡隠岐の島町都万2016

隠岐広域連合内 島根県離島振興協議会

TEL 08512-6-9150

FAX 08512-6-3330

9. その他

本支援事業に関するお問い合わせは、島根県離島振興協議会までお願いします。

手続きの流れ

申請書の提出

- 申請書を作成し、期日（令和5年2月20日）までに島根県離島振興協議会まで提出してください。

申請内容の審査

- 人材育成事業審査会において内容審査及び補助金額を査定します。（申請者によるプレゼンテーション3月中旬ごろ予定）

補助事業の決定

- 事業決定された方、団体へ通知します。（令和5年4月ごろ）

事業の実施

- 事業を実施します。

事業の完了

- 令和6年3月31日までに事業を完了して下さい。

事業の実績報告

- 事業完了後30日以内に実績報告書を作成し、提出して下さい。（必ず領収書のコピー添付）

補助金額の確定

- 実績報告書に基づき補助金額の査定後、額の確定通知書を送付します。

補助金の請求

- 額の確定通知書受理後、請求書を発行して下さい。

補助金の支払

- 請求書受領後、30日以内に補助金を支払います。